

こどもの権利を規定する条例比較（政令市）（こどもに関する施策関係）

項目	川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
条例名	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例 ※R2.4に子ども条例を改正	子どもの最善の利益を実現するための権利条例	子どもの権利条例	子ども条例
施行年度	H12.12.21 H17.3.24改正	H20.4 R2.4.1改正	H20.11.17	H27.4.1	R4.4.1
市の方針	－	－	－	－	基本理念の規定を設け、子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利として有しており、それを実現するために、 ① 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと②自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きることが保障される必要がある旨規定している。

政令市においては、目的以外に市の方針に関する規定を置いていない。

こども基本法においては、基本理念として次の6項について規定を設けている。①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができるようにすること。②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

項目	川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
推進計画等	○	○	○	－	○
<p>相模原市を除く4市については行動計画に関する規定を設けているものの、条例の制定時期が令和5年4月以前のため、こども基本法に規定されている市町村こども計画（努力義務）としては位置づけされていない。</p> <p>また、名古屋市（なごや子どもの権利条例）については、「子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため」に総合計画を策定することとしているが、その他の政令市では、こどもの権利に関する推進計画となっている。</p>					
推進状況の確認・検証	<p>○</p> <p>（権利委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画について意見を述べるほか、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について調査・審議</li> <li>・委員10人以内（任期3年）、臨時委員</li> </ul>	<p>△</p> <p>（子ども・子育て協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策に関する重要事項及び必要な事項について調査・審議</li> <li>・委員35人以内（任期2年）、臨時委員</li> </ul>	<p>○</p> <p>（権利委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画について意見を述べるほか、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査・審議</li> <li>・委員15人以内（任期2年）</li> <li>・委員は15歳以上の子どもを含む市民等。</li> </ul>	－	<p>○</p> <p>（子どもの権利推進委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況等について調査・審議委員15人以内（任期2年）</li> <li>・学識経験のある者子どもを含む市民等から市長が委嘱</li> </ul>
<p><b>【千葉市におけるこどもに関する計画について】</b></p> <p>本市では、「こどもを生み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念とする千葉市こどもプランに基づき、すべてのこども・若者と子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から切れ目のない支援を体系的・総合的に推進するほか、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するためこども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）等、個別計画と連携しながら、こども施策を推進しており、「子ども・子育て会議」、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」において、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うとともに、その進捗状況をホームページなどで公表している。</p> <p>条例において新たに計画策定に関する規定を設ける場合は、現状の千葉市こどもプラン等の計画にこどもの権利の要素を加え、新たな計画を策定することとなる。</p>					